

養父市農業委員会

第24回会議録

令和6年9月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第24回会議録

1. 開催日時 令和6年9月24日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第77号 農用地利用集積計画の承認について

議案第78号 非農地証明交付申請の承認について

議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地の使用貸借の解約について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告⑤ 相続等により取得した土地所有権利の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく所有権の国庫帰属について

4. 出席農業委員(13名)

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満
9 番 山根達夫	10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博
13 番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 出席推進委員(10名)

15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見	18 番 谷村昭雄
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	22 番 上垣美由紀	
23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡	

7. 欠席推進委員(2名)

14 番 小林誠	21 番 鎌谷壽三男
----------	------------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまから第24回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日も午前中から現地確認、朝は涼しかったですけども、昼前からだんだん暖かくなりまして、御苦労さんでした。そして、やっとこう1日、2日前から涼しくなって、秋らしくなったんかなと思ったけど、また明日、明後日ぐらいからまた30度近くになるというふうに言っておりますから、稲刈りもまだ終わってない方もおられると思いますし、それから野菜作りで一生懸命になっている方も、ちょっとこれ真夏の天気と比べては、これから野菜作りがしやすくなるんじゃないかなと思ったりしております。

そして、先月ですけれども、大屋町の5条申請の企業がありました。皆さん、現地確認も行って申請したんですけども、それを県に出しましたところ、ちょっと書類の不備がありまして、養父市の農業委員会は別にどうこういうんじゃないんですけども、まだ正式には許可が下りておりません。多分、来月ぐらいにはまた県から現地確認が来て、現地確認をした後に許可相当という形になると思いますけども、またそのときには皆さんに報告させていただきます。

そして、この暑い時期、それから、これからもまだかもしれませんが、皆さん、農地パトロールのほう、頑張ってもらっていると思いますけども、まだまだ暑いですので、くれぐれも気をつけてやってもらいたいと思います。

本日もまた慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立を報告いたします。本日、農業委員出席委員13名中全員の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席ですので、併せて報告をいたします。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、3番の藤原健次農業委員と4番の坂本農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第77号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第77号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は、令和6年10月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が731平方

メートル1筆、畑が843平方メートル1筆、合計1,574平方メートル2筆です。利用権の設定を受ける戸数は2戸、設定をする戸数は2戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に言いますと、使用貸借権が2筆、1,574平方メートル、うち新規が2筆、1,574平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数は10年2筆、1,574平方メートルです。詳細については、次ページ以降に記載をしております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第77号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第78号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 3ページです。議案第78号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、大谷の土地2筆で、面積が251平方メートルです。所有者は静岡県菊川市の方で、非農地の事由としましては、①の土地ですが、昭和51年頃から雑種地化しております。②番の土地につきましては、昭和56年頃から墓地化しております。現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは5ページから10ページとなっております。

2番、藪崎の土地1筆で、面積が737平方メートルです。所有者は大阪府大阪市の方で、非農地の事由としましては、昭和62年頃より宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから15ページとなっております。

次のページです。3番、大屋町和田の土地7筆で、面積が3,984.61平方メートルです。所有者は三木市の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから25ページとなっております。

4番、大屋町夏梅の土地2筆で、面積が226.58平方メートルです。所有者は姫路市の方で、非農地の事由としましては、①の土地が昭和58年頃から宅地化、

②の土地につきましては平成9年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから31ページになっております。

すみません、4番の件につきまして、事務局から事前に補足説明をさせていただきます。31ページを御覧ください。始末書をつけておりますが、真ん中ほどに取消線を引いております。この筆につきましては、申請者の認識では養父市道の一部になっているのでということで非農地申請を上げてこられました。こちらで確認をしたところ市道の敷地の中ではなく、その手前の農地であることが分かりましたので、私のほうから申請者に説明をしまして、この筆につきましては非農地申請ができない旨を伝えております。ですので、取消線を引かせていただきました。以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。

それでは、番号1番の大谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員：13番、西谷です。それでは、5ページを御覧いただきたいと思います。ちょっと位置図といいながらこの航空写真がつけてあるわけですが、場所も説明、非常に大谷は公共施設もなく、大きな店舗もないので説明しにくいんですが、この中央付近を東西、この地図でいいますと左右に走っておりますのが国道9号線です。それで、右側が八鹿、京都方面、左側が関宮、村岡、鳥取方面です。八鹿のほうからずっと来ましたらナカバヤシ関宮工場というのがあります。そのすぐ西側に分かれ道があります。この分かれているのは、国道とそれから市道の大谷村中線というのがずっと走っております。これ旧国道です。それで、その旧国道のほうに3分の2ほど行ったところから、今度、上向きに細い道が走っています。これは大谷奥村線という市道で、ここからずっと入っていきまして、それで上の赤い丸のところを過ぎて、地図でいったらここの権利関係の権というところ辺に一軒、最後の家がありまして、これより先はもう林道になっております。ということで、あまり皆さんが行くというような場所ではありません。

それで、上のほうの赤丸が①番のほうなんです、これを1枚めくっていただいて、字限図、7ページの字限図を見ていただきたいと思うんですが、320-1というのがこの該当地になります。これと合わせて9番、9ページの上の写真を見ていただきたいと思うんですが、この写真の上側に山が見えるんですが、この山とこの土地の間に砂防河川の大谷川という川が流れております。それで、この土地につきましては、以前、鶏舎、鳥小屋が川沿いに建っておったんですが、昭和42年頃まで養鶏場として使用しておられたんですが、国道のほうに養鶏場を持って移転をされまして、そこは空き地になっておりました。昭

和51年頃に現況のように道路並みに土を埋めて駐車場として使っておったということで、昭和51年ということで、ここでは願い出人の方のお父さんの代にそのようにされておまして、この願い出人の人はもうこの頃には既に外に出ておられて、お父さんがこの埋立てをしたということなのですが、ちょっと土地を整理しているところでこのことが分かって、今回、申請をするということです。ここには土を埋めて、そして碎石を入れて駐車場としておりますが、現在、誰も住んでおられなかったということで、このように草がぼうぼうになっておりますが、これを時々刈りに帰ってこられて、現在の状況ということです。

それから、また、5ページに戻っていただきましたら、写真では5センチほど南、下になるんですが、ここに、字限図でいいますと8ページの時限図です。それから、9ページの写真のとおりで、これも以前は畑であったんですが整地をして、昭和56年頃、墓地として整備されたということで、これも先ほどと年代が同じようなので、この申請者のお父さんがこのようにされていたということで、墓地につきましても既に長いことたっておりますし、今回、土地を整理するのに気がついたということで申請をされております。どちらもそういうことで古くからもうこのようになっておりますし、今さらどうこうと、特に大谷の地内におられませんので、非農地の申請ということで、相当ということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほど現地に行ってまいりました。両方の物件とも、今、西谷委員が言われたとおりで、許可相当かと思しますので、よろしく申し上げます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今、西谷農業委員と珍坂農業委員が言われました説明のとおり、許可相当やと思しますので、よろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第78号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の藪崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村でございます。あまりにも簡単に本人の申請が出とるようでございますが、ここは両親が亡くなられてからでも相当、歳月がたっております。そして、木村健一さんという方が息子さんではありますが、もう80近いように記憶しております。11ページの航空写真にはきちっと山陰線の鉄道の横に丸印があるところでございます。それで、昭和64年頃からですか、こちら私も会ったこともございませぬし、また、今日、現地に行ってみましたら、担当の役所職員によると、ここに墓があるんだというようなことも聞きました。私はそれは存じておりませんでした。本人が現地に帰ってきて近所の方に言われるのには、大阪のほうで不動産屋にちょっと話をしたら、いや、そこはほんなら分けてもらえんかというように調べよつたらまだ農地で、そのままであったというようなことで、現状写真も、現況写真もはっきり写つとるとおりでございます。上藪崎の旧千石橋の下側でございます。場所的にも、市道からでも一番裏側になるところでございます。周辺に田んぼもありますが、よく荒れておりまして、写真どおりでございます。ひとつよろしく御配慮を賜りたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど御説明があったとおりでして、13ページの字限図、長方形の対象の土地ですけれども、このちょうど真ん中辺に墓地がこれ分筆されているのですが、現場には墓地らしいものはなかったのですが、そのようなものがあります。そして、この長方形の土地の中に建物が2つありまして、14ページ目、左上の写真と右下の写真は同じもので、もう1個、左下の写真の右側がこれが家で、最初に建てられたというふうに聞きました。以上のように現場に行ってももう建物が、土間コンクリートを打たれた建物が2つもあるということで、とても原状復帰は難しいかなというふうに見られました。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 該当の土地につきましては、先ほどのように説明がありますように村の中にある土地でございます。ただ1点、270-1ですかね、隣接に農地らしきものがありますが、これは未耕作地となっております、ここに対する、該当地を非農地したところで何ら影響はないものと判断するものです。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第78号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の大屋町和田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝ほど現地調査班の方、御苦労さまでした。16ページを御覧ください。航空写真、ちょっと小さいんですが、今回、非農地証明4か所ございます。この真ん中の道が養父宍粟線、上が大屋とか広谷側ですね、それで下のほうが明延、宍粟のほうになります。場所は4か所、上のほう、966番と967番、それから999番と1000番、それから下を見てもらったら、1038と1039、それから1023番とこの4か所となっております。右の写真を御覧ください。上のほう966、967番ですが、18ページの字限図を御覧ください。左側の小さい、川があって左側のほうですね、その場所になります。現地写真ですが、21ページを御覧ください。967、966番、もう既に植林した後と、それから雑木が生えとるような状況になつとります。

続きまして、999番、1000番の土地です。17ページの上の写真、右側のほうが位置になります。字限図は18ページの時限図で、右の上のほうの2筆となります。現地写真は22ページを見てください。既に植林されて現況のようになっています。

続きまして、17ページの航空写真、下のほうですね、上のほうのところ、10

23番地です。字限図は19ページの次元図で見てもらったらこういうような形になつてきます。以前は田んぼだったんですが、現在は、23ページの写真を見てください。ここも既に植林をされて、杉の木が植えられているような状況になっております。

続きまして、17ページの航空写真、下のほうです。和田の1038と1039です。20ページの時限図を御覧ください。川よりちょっと奥に入った2筆になっております。現地写真では、24ページの現地写真を見てください。川のほうに植林されていますが、それよりもう一つ奥のほうの畑になっております。そこも既に植林されている状況になっています。始末書のとおり、お父さんが自己破産されたというようなことで、本人さんは都会に出とられるということです。これを畑にしたりとか、田んぼにしたりすることはまず不可能な状況になっております。御承認のほう、よろしく申し上げます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。今、坂本委員から詳しく説明があったように、現地に行きましても、21ページから24ページの写真のようにもう完全に山林化しております。非農地として問題ないのではないかと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第78号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の大屋町夏梅の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。資料のほう、議案書のほうの27ページ、27、26ですね、位置図と書いてあるところですけども、ちょうど大屋、この26ページ、27ページ、それぞれ左側が大屋のほう、それから右側のほうが広谷のほうというよう

な形で、県道養父宍粟線沿いのところにある土地であります。27ページのところにさらに大きくして2か所ございます。28ページの時限図を見ていただきますと、546-1、それからその下に小さくある分とこの2か所ですけれども、まず小さいほうの543-2というところの写真が29ページにあります。道路のすぐそばに建っております、昭和58年頃に建てられてそのままになっているという形であります。3平米となっておりますけれども、実際にはもっと広い場所のように思いますけれども、地籍上はそういう3平米ちょっとの土地ということです。

それから、次の30ページの現況写真を見ていただきますと、これはかなり広い分で、これは平成の9年頃に建てられた倉庫ということであります。もうこれはまだきれいなものでありますけれども、今回こういうものが申請が出てきましたのは、業者に頼んで既に母屋のほうも、この申請者の方は姫路におられて、空き家になっております。空き家になっている母屋も含めて売買をしようとしたときに、ここはもう農地のまま残っているということで、今回、非農地をお願いをしたいということで上がってきております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。今朝方、現地調査へ行ってきました。担当委員、谷垣委員より説明のあったとおりです。どちらも古いものや新しいものや建物が建っております。現状を復旧するのは困難かと思われまひす。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど説明がありましたように、やむを得ないと思ひまひす。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。
藤原さん、どうぞ。

藤原委員： 先ほどの件もおっしゃられたんで、これはもう非農地じゃなしに宅地として認める、農地としてそのまま置いとけということですね。そういう説明、違っただんかいな。そしたら農地として売買されるわけ、ですか。それとも、売買されんと置いとかれるわけですか。

事務局 : 31ページの削除した件のことですね。

藤原委員 : そうそう。

事務局 : 今のとこ売買先、見つかってないんですよね。

谷垣委員 : えっ。

事務局 : 売買先がない、見つかってない。

谷垣委員 : 見つかってないけど、売買をしようと思ってしたときに、農地のままで残っていたので、既に建物も建っているし、だから非農地にしてくださいということです。

事務局 : 今回、非農地が上がる2筆については、今回、地目変更をして、恐らく売買先が出てきたら売買をします。斜線を引いたところにつきましては、現状、農地です。非農地申請もできないところになりますので、今後、売買が発生するとしたら農地法3条での取引をしてもらうことになります。

() : そういうことやな。それなら分かるわ。

議長 : ほかに質疑はございませんか。

() : それと、この始末書、もうちょっと字が大きくなりませんか、いつも言うんだけど。

事務局 : すみません、もう少し拡大します。申し訳なかったです。

議長 : ほかによろしいですか。

(質 疑 な し)

議長 : それでは、質疑なしと認め、議案第78号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 32ページを御覧ください。議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町朝倉の土地4筆、合計面積は2,016平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八鹿の方、譲受人は養父市八鹿町朝倉の株式会社です。譲受人は、鉄工業を営んでいる別法人の不動産を管理している法人です。その別法人が、事業の拡大に伴い既存駐車場に工場を拡大する計画があるため、不足する駐車場を申請地内に建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは33ページから39ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町青山の土地1筆、面積は388平方メートルです。貸付人は養父市八鹿町青山の方、借受人は豊岡市の方です。申請地を借り受け、一般住宅及び車庫、カーポートを建設することが転用の目的です。設定する権利は使用貸借権となっております。関連ページは40ページから45ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町朝倉の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域の中にあり、農地の集団規模が小さいため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。位置図としましたら33ページの地図がありますけれども、真ん中辺に黄色く申請地とあります。左右に走っている道が国道9号線で、場所はここに書いてありますJAたじま、八鹿鉄工、サン動薬のところに信号

のどこになります。

航空写真で見てもらったら、次のページ34ページですけども、丸で囲んであって、ここに4筆あります。丸の右側に既に既存の駐車場があって、その並まで上げてこの4筆を駐車場にするということになっております。ここは今もうこの4筆の分しか田んぼがないので、ほかの農地等に影響することもあります。若干こうちょっと沈んでいますけども、かさ上げをして、今の駐車場と面を合わせるということになっていました。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。今、珍坂委員の説明がありましたとおり、許可相応だと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第79号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町青山の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員：失礼します。40ページと41ページを見ていただきたいと思いますが、同じものなんですけれども、40ページのところを見ていただいたら分かりますように、先ほど説明がありましたように道路に面した土地であります。ここは、一番最初は水田、すみません、田んぼでしたんですけれども、そこに土盛りをして畑として耕作されておりましたけれども、ここにはちょっと載っていないんですけど、40ページのところの赤い四角の上のほうに青谿書院の管理棟が今、建っております。その関係で上の土を取って一旦盛っておったんですけれども、それを完成しましたので返しまして、畑地として耕作しておったんですけれども、なかなかこの住人の方が青山ということで、この現地は門前にありますので、なかなか耕作もできないということで、それと、それから息子さんが豊岡からこちらに移住されるということでその関係もありまして、ここを宅地にしたいということで申請が上がってきております。そういった意味で、周りに見ましたら水田として、また畑地として置いておくのには大変、耕作はしにくい場所ですので、御理解をいただきまして、宅地として御認識いただけたらありがたいと思います。

その字限図につきましては、42ページのところに載っておりますので、また御参考にしていただければよいかと思います。以上です。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員：8番、圓山です。ただいまの木下委員より詳しく説明がありました。畑として耕作されていたんですけど、されなくなってかなり期間がたっているらしく、表土も流れて、もう明らかに宅地にしてくださいというような感じになってしまっていました。もうこれも致し方ないかなと思います。よろしく申し上げます。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第79号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議長： 挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 46ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。届出番号1番、養父市吉井の土地2筆、合計面積は551平方メートルです。地権者は養父市吉井の方でしたが、既にお亡くなりになっておりますので、相続人代表である三田市の方となっております。事業の主体は、養父市防災安全課です。申請地内に消防水利として防火水槽を建設することとなっており、事業の着手は令和6年10月、事業の完了は令和7年2月を予定しております。

位置図の詳細につきましては、48ページを御覧ください。横向きに見ていただきまして、中央、左右に走っておりますのが新しくできた県道関宮小代線となっております。右側に行けば関宮、左側に行けば中瀬のほうに行くこととなっております。その上、中央、右上に走っておりますのが、旧県道、今、新しく市道吉井線となっております。こちらから集落に上がるところ、今、緑色の白枠で囲われているところが申請地となっております。場所といたしましては、吉井の集落の一番上流側になっております。こちらの申請地に防火水槽ができることとなっております。

水槽の図面につきましては、50ページ、51ページに載せております。防火水槽につきましては、既製品の40立米入るものとなっておりますので、こちらを図面の形のように施工されるということとなっております。

完成の位置につきましては、52ページに現況の写真を載せております。少し分かりにくいですが、こちら赤枠の囲われたところに防火水槽が設置される予定となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 53ページです。報告②「農地の使用貸借の解約通知について」です。届出番号1番、森の土地3筆、合計面積は5,476平方メートルです。貸し人

は森の方、借り人は大坪の方です。合意解約年月日は令和6年5月10日、土地の引渡しも令和6年5月10日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理される予定です。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が575平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方で、譲渡人も八鹿町八木の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月13日で、許可日が8月21日となっております。

2番、三谷の土地1筆で、面積が680平方メートルです。譲受人は三谷の方で、譲渡人は神崎郡の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が8月27日で、許可日が9月10日となっております。

3番、八鹿町八鹿の土地6筆で、合計面積が1,200平方メートルです。譲受人は八鹿町八鹿の方で、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が9月3日で、許可日が9月12日となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 55ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は、八鹿町大江の土地16筆で、合計面積が9,135平方メートルです。申請人は千葉県浦安市の方で、取得した日が令和6年4月5日で、相

続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。この土地の耕作者につきましては、現在、養父市の方によって耕作されていることが分かりました。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく所有権の国庫帰属について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 57ページを御覧ください。報告⑤「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく所有権の国庫帰属について」です。

1番、能座の土地2筆で、合計面積が49平方メートルです。譲渡し人は豊岡の方で、帰属先は農林水産省です。取得した日が令和6年7月18日で、国庫帰属により所有権を移転しております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。(発言する者あり)

事務局： 失礼します。報告⑤のタイトルなんですけれども、相続等により取得した土地所有権の件の字が間違っておりますので、申し訳ないですが訂正をお願いいたします。

議長： 西谷委員、どうぞ。

西谷委員： 農林水産省への帰属ということですが、こういうふうになった理由というんですか、背景というんですか、それはどういうことになつてくるのでしょうか。

事務局： すみません、昨年度、ここの国庫帰属制度についての説明をさせていただきました。あのときになぜそういう研修をやるということになったかといいますと、ちょうどこの能座のこの土地について法務局から手続の指示が来ておりましたので、これは皆さんにもこの制度について説明をしないといけないということで、去年のうちにさせていただきました。正式にこの7月18日に国庫帰

属ということで終了しましたというのが法務局から届いたということでございます。

なお、これは農地なので農林水産省ということなんですけども、国庫帰属制度は農地に限らずできることになっておりますので、例えば宅地とかだったら農林水産省にならないと思いますし、農地の場合は農林水産省になるのかなということで、今後こういう制度を活用される方も増えてくるとは思いますが、今のところ我々が把握しておる中ではこの件以外は、もう1件、来ているようですので、またこういった形で報告はさせていただこうというふうに思います。一応ここに農林水産省が誰かに委託して管理はすると思うんですけども、一応そのために国庫帰属した場合は、例えば10万円とか20万円の経費が要りますよということで、それを納めた上でされていますので、それを恐らく管理費に使われるんだろうというふうに思います。

議長： ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第24回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 藤原健次

署名委員 坂本光

